

# 介護保険法改正案に関する新聞記事

## 市民後見人の育成促進

### 改正介護保険法が成立

改正介護保険法が15日の参院本会議で可決され、成立した。介護が必要な人の在宅生活を地域ぐるみで支える態勢づくりを促す内容。24時間対応の新しい訪問サービスは来年4月から始めることや、身寄りのない認知症高齢者の権利を守る市民後見人（**シチミンゴケンジン**）の育成などが盛り込まれた。

改正では、介護が必要になっても住み慣れた自宅で暮らせるような態勢づくりに重点を置いた。新訪問サービスでは、看護師やヘルパーが定期的に巡回するほか、緊急時の通報にはオペレーターが24時間態勢で対応する。介護職員は、一定

■介護保険ここが変わる

- 定期巡回など24時間対応の新しい訪問サービスを創設
- 一定の研修を受けた介護職員によるたんの吸引、経管栄養が可能に
- 保険料アップを抑えるため、都道府県の財政安定化基金の取り崩しを容認

**市民後見人**

親族がいない認知症の高齢者らの成年後見人になる一般市民のこと。財産管理や法的な契約を、本人に代わって行う。家庭裁判所による選任を受けなければならないが、普及は進まず、厚労省によると全国で200人程度しかないといわれる。

朝日新聞 平成 23年 6月 16日 掲載

の研修を受ければ経管栄養やたんの吸引などの医療行為もできるようにする。

さらに、カギを握るのが市民後見人の普及だ。介護保険サービスを利用するには、契約を結ぶ必要がある。認知症などで契約行為

ができない場合もあることから、本人に代わって手続きをする成年後見人の制度が導入された。

現在200万人を超える認知症患者は、25年には323万人まで増える推計。

一方、配偶者や子以外の後見人は4割で、ほとんどが弁護士や司法書士。厚生労働省は「報酬の関係で、弁護士など専門職の後見人が増えるのは考えにくい」とみて、市民後見人の育成に力を入れることとした。

改正法では、市町村に市民後見人の育成や活用を促した。厚生労働省は、今年度から37市区町でモデル事業を実施。14年度にも全国で市民後見人を育成する仕組みをつくる。

課題は後見人への報酬だ。一般的には月2万〜3万円程度。堀田力・さわやか福祉財団理事長は「一人の財産管理はボランティアの仕事ではない」と、仕事に見合う報酬にする必要性を指摘する。（有近隆史）

## 改正介護保険法が成立

### 24時間訪問サービス導入

24時間対応の訪問介護・看護サービスの創設を目玉とする改正介護保険法が、15日午前、参院本会議で与野党の賛成多数で可決され、成立した。高齢者が独り暮らしや重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするのが狙い。一部を除き、来年4月から施行される。24時間対応の新サービスは、ヘルパーと看護師が連携して、定期的に利用者を訪ねて短時間介護などを行うほか、要請があれば随時駆けつける。

現在、月4160円（65歳以上、全国平均）の保険料の上昇を抑えるため、各都道府県の財政安定化基金を取り崩し保険料を軽減できるようにした。厚生労働省の試算によると2012年度以降の保険料は、月5000円程度になる見通しだ。

読売新聞 平成 23年 6月 16日 掲載

## 介護保険法改正案が成立

介護職員に、たん吸引などの医療行為を認めて在宅介護の充実を図ることなどを柱とした介護保険法改正案が、15日の参院本会議で、民主、自民、公明各党などの賛成多数で、可決、成立した。

2012年度の介護保険制度改正に向け、65歳以上の月額保険料抑制のため、都道府県の「財政安定化基金」を取り崩せるようにする。

徳島新聞 平成 23年 6月 16日 掲載

## 改正介護保険法が成立

### 改正介護保険法の主な内容

- 医療、介護、予防が連携した「地域包括ケア」を推進
- 必要なら24時間いつでも自宅で受けられる訪問介護サービスの導入
- 医師だけでなく介護福祉士もたんの吸引可能に
- 成年後見人の育成・活用
- 都道府県の財政安定化基金を取り崩し、保険料の上昇抑制
- 介護療養病床の廃止期限（当初2012年3月）を延期

## 保険料抑制基金頼み

などの業務範囲も拡大。従来は医師や看護師にしか認められていなかったたんの吸引ができるようになると。介護保険料の上昇を抑える抜本策はな

増え続ける介護給付費の抑制策や財源確保は、踏み込み不足の内容にとどまった。介護保険料の基礎研究所の阿部崇主任研究員は「保険料を納付する対象者の年齢引き下げや公費割合の引き上げなど必要な改革は見送り、その場しのぎの改正になった」と指摘する。

介護給付費は2010年度で7・3兆円と、制度が始まった00年度から2倍以上に膨らんでいる。現在、全国平均で月

## 抜本改革は手つかず

額4200円弱の40歳以上の介護保険料は12年度には月額5000円を超え見通しだ。

12年3月には、介護職員の処遇改善のため09年に導入した交付金の期限が切れる。来年度以降も国の一般会計からの交付金を継続するのか、年末に向けて対応を迫られる。交付金を止めて介護保険の枠組みの中で賄うため、当初は12年3月場合、保険料はさらに上昇する。

政府は、介護サービスの利用者の負担を増やせず、今回、6年延長する改革には踏み切れていないことが決まった。

日本経済新聞 平成 23年 6月 16日 掲載